

大通交流拠点地下広場整備工事実施設計にかかる
プロポーザル説明書についての質問と回答

※ 同趣旨の質問が複数寄せられた場合や質問文が長い場合は、趣旨を変えない範囲で
集約・整理しています。

(質問数 全6件)

質 問	回 答
<p>様式4～6について</p> <p>「技術資料(様式3～様式7)作成要領」の「2 書式及び提出枚数」の2項目目に、「～代表者と協力会社それぞれについて作成すること。」となっております。その場合には、代表会社で1枚作成し、協力会社でも1枚作成すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>様式7について</p> <p>様式7に記入する実績は、代表会社だけでなく、協力会社の実績を載せてもよろしいでしょうか。</p>	<p>上記回答のとおり代表会社、協力会社それぞれで作成することになりますので、それぞれ自社の実績について記入ください。</p>
<p>様式8について</p> <p>枠上段に「整理番号」とありますが、どの番号を記入すればよいかご指示ください。「事務所名:」とありますが、代表会社のみでの記入と考えるとよろしいでしょうか。</p>	<p>技術提案書作成要領にあるとおり、整理番号は記載しないでください。</p> <p>事務所名については、代表会社のみでも代表会社と協力会社の連名のどちらでもかまいません。</p>
<p>業務概要 6 建設計画 (2) 業務範囲について</p> <p>出口5および出口6については、地上部の上屋部分の設計も業務範囲内と考えるとよろしいでしょうか。</p>	<p>地上部上屋部分の実実施設計については、今回は出口6のみが業務範囲です。出口5の業務範囲は基本レイアウト計画、躯体との取り合い検討、デザイン案作成までとなります。</p>

<p>業務概要 6 建設計画 (2) 業務範囲 および別添の業務範囲について</p> <p>地下鉄改札口について、図に点線で囲われた2ヶ所のみが改修可能範囲でしょうか。</p>	<p>形状の改修は点線部分のみですが、壁面は点線部分に限らず改修可能です。</p>
<p>業務概要 6 建設計画 (2) 業務範囲 および別添の業務範囲について</p> <p>コンコース部実施設計は、デザイン案作成範囲全面の改修設計業務（解体・撤去設計含む）と考えてよろしいでしょうか。それとも、改修不可能な部分がありますでしょうか。（都市施設としての制約がありますでしょうか。）</p>	<p>コンコース部について躯体に影響するような改修でなければ改修は可能です。</p>